

# 発行登録追補目論見書

平成29年12月

新関西国際空港株式会社

## 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】 .....	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（2年債）】 .....	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】 .....	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】 .....	9
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（30年債）】 .....	10
6 【社債の引受け及び社債管理の委託（30年債）】 .....	13
7 【新規発行による手取金の使途】 .....	14
第2 【売出要項】 .....	14
第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....	14
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	15
第三部 【参照情報】 .....	15
第1 【参照書類】 .....	15
第2 【参照書類の補完情報】 .....	15
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	15
第四部 【保証会社等の情報】 .....	15
・「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	16
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	17
・平成30年3月期中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の業績の概要 .....	20
・第6期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の業績の概要 .....	24

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	28-近畿 5 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年12月 6 日
【会社名】	新関西国際空港株式会社
【英訳名】	NEW KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 春田 謙
【本店の所在の場所】	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地
【電話番号】	072-455-4030
【事務連絡者氏名】	総務部長 日笠 弥三郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地
【電話番号】	072-455-4030
【事務連絡者氏名】	総務部長 日笠 弥三郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第17回社債 (一般担保付) (2年債) 10,000,200,000円 第18回社債 (一般担保付) (20年債) 7,000,000,000円 第19回社債 (一般担保付) (30年債) 15,000,000,000円 計 32,000,200,000円

### 【発行登録書の内容】

提出日	平成28年8月1日
効力発生日	平成28年8月17日
有効期限	平成30年8月16日
発行登録番号	28-近畿 5
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	発行予定額 230,000百万円

### 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
—	—	—	—	—
実績合計額 (円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 230,000百万円  
(230,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第17回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000,200,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円00銭2厘
利率（%）	年0.001%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成30年1月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成31年12月20日
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 債還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円00銭2厘 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年12月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA1（シングルAワン）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義

務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当会社は J C R から AA (ダブルA) の信用格付を平成29年12月 6 日に取得している。J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

J C R : 電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当会社は R & I から AA- (ダブルAマイナス) の信用格付を平成29年12月 6 日に取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-6273-7471

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

## 4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

## 5. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 6. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

## 7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債

等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本(注)7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 本(注)7(1)及び(4)の公告は、本(注)5(2)に定める方法による。

#### 8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

(1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 9. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 10. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

#### 12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託（2年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金12.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
計	—	10,000	—

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金8厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

### 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第18回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金7,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金7,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.675%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成30年1月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成49年12月18日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成49年12月18日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	<p>額面100円につき金100円</p> <p>申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。</p>
申込期間	平成29年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年12月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA1（シングルAワン）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当会社はJCRからAA（ダブルA）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当会社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変

更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することができる。

本社債の申込期間中に本社債に関するR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I：電話番号 03-6273-7471

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

(3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又は他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

## 4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

## 5. 公告の方法

(1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。

(2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 6. 本社債の発行要項の変更

(1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。

(2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

## 7. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の

- 1 週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
  - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
  - (4) 本（注）7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
  - (5) 本（注）7(1)及び(4)の公告は、本（注）5(2)に定める方法による。

#### 8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 9. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 10. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

#### 12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

### 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

#### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,800	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,100	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,100	
計	—	7,000	—

#### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1銭5厘を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

## 5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（30年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第19回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金15,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年1.065%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年7月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成30年1月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
償還期限	平成59年12月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成59年12月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	<p>額面100円につき金100円</p> <p>申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。</p>
申込期間	平成29年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年12月15日
振替機関	<p>株式会社証券保管振替機構</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号</p>
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA1（シングルAワン）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報：ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当会社はJCRからAA（ダブルA）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当会社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を平成29年12月6日に取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変

更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関するR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I：電話番号 03-6273-7471

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。

(3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

## 4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

## 5. 公告の方法

(1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に關係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。

(2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 6. 本社債の発行要項の変更

(1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。

(2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

## 7. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の

- 1 週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
  - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
  - (4) 本（注）7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
  - (5) 本（注）7(1)及び(4)の公告は、本（注）5(2)に定める方法による。

#### 8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

#### 9. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

#### 10. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

#### 12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託（30年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金47.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	
計	—	15,000	—

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金2銭を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	

## 7 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
32,000,200,000	127,530,000	31,872,670,000

(注) 1. 上記金額は、第17回社債（一般担保付）、第18回社債（一般担保付）及び第19回社債（一般担保付）の合計金額であります。

2. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額31,872,670,000円は、15,000,000,000円を平成29年12月20日に償還予定の新関西国際空港株式会社第2回社債の償還資金に充当し、残額を連結子会社である関西国際空港土地保有株式会社への融資資金として、平成29年12月に充当する予定であります。

関西国際空港土地保有株式会社は、全額を平成29年12月20日に償還予定の関西国際空港土地保有株式会社第11回社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## **第二部【公開買付けに関する情報】**

### **第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

### **第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

### **第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## **第三部【参照情報】**

### **第1【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### **1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第5期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月29日近畿財務局長に提出

### **第2【参照書類の補完情報】**

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成29年12月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### **第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

新関西国際空港株式会社 本店  
(大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地)

## **第四部【保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	新関西国際空港株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 春田 謙

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成28年8月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上あります。

(参考)

新関西国際空港株式会社第15回社債（一般担保付）  
(平成27年9月4日の募集) 券面総額又は振替社債の総額 100億円  
新関西国際空港株式会社第16回社債（一般担保付）  
(平成27年9月4日の募集) 券面総額又は振替社債の総額 100億円

合計額 200億円

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1 事業内容の概要

当社は、平成 28 年 4 月 1 日に新たな空港運営権者である関西エアポート株式会社（以下、「関西エアポート」という。）に対し、公共施設等運営権実施契約（以下、「実施契約」という。）に基づき、空港運営事業を移管するコンセッションを実施しました。これにより、関西国際空港及び大阪国際空港（以下、「両空港」という。）の運営は関西エアポートに引き継がれ、当社は関西エアポートが行う空港運営のモニタリング及びコンセッション後も当社に残る業務のみを行うこととなりました。また、同日、連結子会社でありました大阪国際空港ターミナル㈱（以下、「OAT」という。）については、当社を存続会社とする吸収合併により消滅し、関西国際空港土地保有㈱を除く全ての子会社 15 社及び関連会社 1 社は関西エアポートに売却しました。

### 2 主要な経営指標等の推移

#### (1) 連結経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月
営業収益 (百万円)	78,848	126,827	153,822	184,567	62,089
経常利益 (百万円)	15,871	21,877	33,286	47,680	12,000
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	△2,652	23,934	19,591	29,416	251
包括利益 (百万円)	△6,562	28,057	24,285	34,817	4,040
純資産額 (百万円)	753,031	780,976	805,704	840,511	843,916
総資産額 (百万円)	1,971,021	1,985,233	1,973,971	2,166,776	1,951,042
1 株当たり純資産額 (円)	50,371.11	52,560.64	54,397.73	57,082.78	57,110.32
1 株当たり当期純利益金額 又は 1 株当たり当期純損失金額（△） (円)	△323.34	2,190.47	1,793.01	2,692.15	23.01
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	27.92	28.93	30.11	28.79	31.98
自己資本利益率 (%)	△0.96	4.26	3.35	4.83	0.04
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	46,034	43,038	52,788	236,024	△6,240
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9,427	△16,492	△7,354	21,124	△46,871
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△79,063	△19,882	△43,183	△53,515	△139,224
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	10,358	17,043	19,334	222,932	30,595
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,027 (426)	1,876 (1,739)	1,884 (1,775)	2,041 (1,751)	151 (20)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第 1 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第 2 期、第 3 期、第 4 期及び第 5 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号。以下、「統合法」という。）に基づき、平成24年7月1日付けで、国、関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）及び(独)空港周辺整備機構より、関西国際空港及び大阪国際空港の運営に係る事業並びに権利及び義務を承継しており、第1期の主要な連結経営指標等は、主に平成24年7月1日以後の当該事業に係るものであります。なお、親会社株主に帰属する当期純損失の計上は、主に統合法附則第3条第3項に基づく関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）との吸収分割に係る分割移転損失23,048百万円を計上したことが主な要因であります。
5. 第2期において、平成25年10月1日をみなし取得日としてOATの株式を取得し、新たに同社及びその連結子会社10社を当社の連結の範囲に、その関連会社2社を当社の持分法の適用範囲に含めております。
6. 第4期において、ジャパン・エアポート・グランドハンドリング㈱は、当社が保有する同社株式の全部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。
7. 平成28年4月1日に新たな空港運営権者である関西エアポートに対し、実施契約に基づき、空港運営事業を移管（以下、「コンセッション」という。）しました。これにより、両空港の運営は関西エアポートに引き継がれ、当社は関西エアポートが行う空港運営のモニタリング及びコンセッション後も当社に残る業務のみを行うこととなりました。また、同日、連結子会社でありましたOATについては、当社を存続会社とする吸収合併により消滅し、関西国際空港土地保有㈱を除く全ての子会社15社及び関連会社1社は関西エアポートに売却しました。
8. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	78,066	112,749	126,648	156,440	62,089
経常利益 (百万円)	7,661	5,841	10,870	23,160	3,811
当期純利益 (百万円)	3,926	3,489	6,301	13,355	15,684
資本金 (百万円)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
発行済株式総数 (株)	10,926,664	10,926,664	10,926,664	10,926,664	10,926,664
純資産額 (百万円)	556,967	560,456	567,182	580,537	596,222
総資産額 (百万円)	1,081,600	1,161,787	1,238,017	1,484,258	1,312,453
1株当たり純資産額 (円)	50,973.22	51,292.55	51,908.11	53,130.38	54,565.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	478.52	319.32	576.73	1,222.27	1,435.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.49	48.24	45.81	39.11	45.43
自己資本利益率 (%)	1.41	0.62	1.12	2.33	2.67
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	387 (55)	403 (53)	421 (53)	436 (62)	151 (20)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、統合法に基づき、平成24年7月1日付けで、国、関西国際空港㈱（現 関西国際空港土地保有㈱）及び(独)空港周辺整備機構より、両空港の運営に係る事業並びに権利及び義務を承継しており、第1期の提出会社の経営指標等は、主に平成24年7月1日以後の当該事業に係るものであります。
4. 平成28年4月1日に新たな空港運営権者である関西エアポートに対し、実施契約に基づき、空港運営事業を移管するコンセッションを実施しました。これにより、両空港の運営は関西エアポートに引き継がれ、当社は関西エアポートが行う空港運営のモニタリング及びコンセッション後も同社に残る業務のみを行うこととなりました。また、同日、連結子会社でありましたO A Tについては、当社を存続会社とする吸収合併をしております。
5. 株価収益率については、非上場であることから記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## 平成 30 年 3 月期中間連結会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の業績の概要

平成 29 年 11 月 22 日開催の取締役会で承認し、公表した平成 30 年 3 月期中間連結会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の業績の概要は以下のとおりであります。

なお、当該業績の概要の金額については百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

但し、当該業績の概要は会社法の規定に基づくものではなく、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類でもありません。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人による中間監査はなされておりません。

## 連 結 損 益 計 算 書

(単位:百万円)

	2016 中間	2017 中間	増 減		特記事項
<b>営業収益</b>	<b>29,471</b>	<b>31,880</b>	<b>2,408</b>	108%	○収入内訳 運営権対価収入 18,637 給油事業収入 3,669 鉄道事業収入 2,565 固定資産税等負担金受入 5,009 受託業務収入 624 固定資産受贈益収入 1,344 土地貸付料 28
<b>営業費用</b>	<b>19,923</b>	<b>20,215</b>	<b>292</b>	101%	
施設運営等経費	9,572	9,647	74	101%	
減価償却費	10,350	10,567	217	102%	
<b>営業利益</b>	<b>9,547</b>	<b>11,664</b>	<b>2,116</b>	122%	
<b>営業外収益</b>	<b>1,376</b>	<b>191</b>	<b>△ 1,185</b>	14%	○費用内訳 施設運営等経費の内訳 公租公課(固定資産税等) 4,810 給油・鉄道施設運用保守委託費 3,468 一般管理費等 1,369
雑収入	1,371	189	△ 1,182	14%	
その他	5	2	△ 3	43%	
<b>営業外費用</b>	<b>5,093</b>	<b>4,618</b>	<b>△ 474</b>	91%	
支払利息	5,043	4,523	△ 520	90%	
その他	49	95	46	193%	
<b>経常利益</b>	<b>5,831</b>	<b>7,237</b>	<b>1,405</b>	124%	
<b>特別利益</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	—	
<b>特別損失</b>	<b>7</b>	<b>195</b>	<b>187</b>	—	
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>5,824</b>	<b>7,057</b>	<b>1,233</b>	121%	
法人税、住民税及び事業税	2,859	117	△ 2,742	4%	
法人税等調整額	3,267	2,051	△ 1,215	63%	
<b>中間純損益</b>	<b>△ 302</b>	<b>4,889</b>	<b>5,191</b>	—	
非支配株主に帰属する当期純利益	2,085	2,157	72	103%	
親会社株主に帰属する中間純損益	△ 2,388	2,731	5,119	—	

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。(以下、同じ)

# 連 結 貸 借 対 照 表

## 【資産の部】

(単位:百万円)

	2016 期末	2017 中間	増 減	特記事項
<b>流動資産</b>	<b>74,364</b>	<b>43,134</b>	<b>△ 31,229</b>	
現金及び預金	58,095	35,242	△ 22,853	
売掛金	1,259	89	△ 1,170	
未収金	183	51	△ 132	
商品・原材料・貯蔵品	0	0	0	
繰延税金資産	2,988	2,105	△ 882	
その他の流動資産	11,837	5,645	△ 6,191	
<b>固定資産</b>	<b>1,876,677</b>	<b>1,866,897</b>	<b>△ 9,780</b>	
有形固定資産	1,868,635	1,860,396	△ 8,239	○有形固定資産の増減
建物及び建物附属設備	138,918	134,999	△ 3,919	減価償却費(有形)による減(105億円)
構築物	180,043	176,507	△ 3,536	売却等による減(5億円)
土地	1,545,237	1,544,775	△ 461	更新投資等による増(28億円)
その他の	4,435	4,113	△ 321	○主な新規取得資産 T1ターミナルビル内改修 (検査場拡張他) 3億円
無形固定資産	187	162	△ 24	T2ターミナルビル内改修 2億円
建設仮勘定	5,367	3,863	△ 1,504	伊丹空港ターミナルビル 改修(検査場、IOC整備 関連) 2億円
投資その他の資産	2,487	2,475	△ 12	護岸 15億円
<b>資産合計</b>	<b>1,951,042</b>	<b>1,910,031</b>	<b>△ 41,010</b>	

【負債・純資産の部】

(単位:百万円)

	2016 期末	2017 中間	増 減	特記事項
<b>流動負債</b>	<b>156,194</b>	<b>126,247</b>	<b>△ 29,946</b>	
買掛金	-	-	-	○有利子負債(億円) 2016 期末 2017 中間 増減
1年以内償還社債	119,685	94,694	△ 24,990	社債(額面) 7,078 6,748 △ 330
1年以内返済長期借入金	12,434	12,434	0	借入金 261 239 △ 22
1年以内返還預り保証金	13,904	13,904	-	
未払金	3,246	1,399	△ 1,846	
未払費用	1,682	1,536	△ 146	
未払法人税等	1,643	933	△ 709	
賞与引当金	50	52	2	
その他の流動負債	3,547	1,292	△ 2,932	○無利子負債(億円) 2016 期末 2017 中間 増減
<b>固定負債</b>	<b>950,931</b>	<b>934,978</b>	<b>△ 15,952</b>	借入金 1,965 1,965 -
社債	587,965	579,994	△ 7,970	
長期借入金	210,204	207,983	△ 2,220	
預り保証金	147,190	140,238	△ 6,952	
繰延税金負債	1,447	2,604	1,156	
その他の固定負債	4,122	4,156	33	
<b>負債合計</b>	<b>1,107,125</b>	<b>1,061,226</b>	<b>△ 45,899</b>	
<b>株主資本</b>	<b>624,025</b>	<b>626,756</b>	<b>2,731</b>	
資本金	300,000	300,000	-	
資本剰余金	253,042	253,042	-	
利益剰余金	70,982	73,714	2,731	
<b>非支配株主持分</b>	<b>219,891</b>	<b>222,048</b>	<b>2,157</b>	
<b>純資産合計</b>	<b>843,916</b>	<b>848,805</b>	<b>4,889</b>	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,951,042</b>	<b>1,910,031</b>	<b>△ 41,010</b>	

## 第6期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の業績の概要

平成29年11月22日開催の取締役会で承認し、公表した第6期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の業績の概要は以下のとおりであります。

なお、当該業績の概要の金額については百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

但し、当該業績の概要は会社法の規定に基づくものではなく、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類でもありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による中間監査はなされておりません。

## 単体損益計算書

(単位:百万円)

	2016 中間	2017 中間	増 減		特記事項
<b>営業収益</b>	29,471	31,880	2,408	108.2%	○収入内訳 運営権対価収入 2017年度 給油事業収入 18,638 鉄道事業収入 3,669 固定資産等負担金受入 2,566 受託業務収入 5,010 固定資産受贈益収入 625 土地賃付料 1,344 28
<b>営業費用</b>	31,775	32,000	224	100.7%	
施設運営等経費	21,424	21,432	7	100.0%	
減価償却費	10,350	10,567	217	102.1%	
<b>営業利益</b>	△ 2,303	△ 120	2,183	5.2%	
<b>営業外収益</b>	10,431	1,175	△ 9,256	11.3%	○費用内訳 施設運営等経費の内訳 賃借料 14,443 公租公課(固定資産税等) 2,266 給油・鉄道施設運用保守委託費 3,468 一般管理費等 1,255
受取配当金	8,102	-	△ 8,102	-	
その他	2,328	1,175	△ 1,153	50.5%	
<b>営業外費用</b>	3,375	3,120	△ 255	92.4%	
支払利息	3,325	3,024	△ 301	90.9%	
その他	49	95	46	193.2%	○営業外収益 主な内訳 受取利息 1,141 法人税等の還付に係る加算金 28
<b>経常利益</b>	4,752	△ 2,064	△ 6,817	-	
<b>特別利益</b>	14,935	15	△ 14,919	0.1%	○特別利益 主な内訳 2017年度 固定資産売却益 15
<b>特別損失</b>	7	195	187	-	○特別損失 主な内訳 2017年度 固定資産除却損 41 固定資産売却損 154
<b>税引前中間純損益</b>	19,680	△ 2,244	△ 21,924	-	
法人税、住民税及び事業税	2,193	8	△ 2,185	0.4%	
法人税等調整額	1,159	△ 703	△ 1,862	-	
<b>中間純損益</b>	16,327	△ 1,549	△ 17,876	-	

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。(以下、同じ)

## 単体貸借対照表

### 【資産の部】

(単位:百万円)

	2016 期末	2017 中間	増 減	特記事項
<b>流動資産</b>	<b>157,690</b>	<b>109,956</b>	<b>△ 47,733</b>	
現金及び預金	58,095	35,242	△ 22,853	
売掛金	1,259	89	△ 1,170	
未収金	183	123	△ 59	
有価証券	8,500	5,000	△ 3,500	
商品・原材料・貯蔵品	-	0	-	
繰延税金資産	589	1,305	715	
その他の流動資産	89,061	68,195	△ 20,866	
<b>固定資産</b>	<b>1,154,763</b>	<b>1,186,539</b>	<b>31,776</b>	
有形固定資産	448,549	440,309	△ 8,239	○有形固定資産の増減
建物及び建物附属設備	138,918	134,999	△ 3,919	減価償却費(有形)による減(105億円)
構築物	180,043	176,507	△ 3,536	売却等による減(5億円)
土地	125,150	124,689	△ 461	更新投資等による増(28億円)
その他	4,435	4,113	△ 321	○主な新規取得資産 T1ターミナルビル内改修 (検査場拡張他) 3億円
無形固定資産	187	162	△ 24	T2ターミナルビル内改修 2億円
建設仮勘定	3,363	2,998	△ 364	伊丹空港ターミナルビル改修(検査場、IOC整備関連) 2億円
投資その他の資産	702,663	743,069	40,405	護岸 15億円
<b>資産合計</b>	<b>1,312,453</b>	<b>1,296,496</b>	<b>△ 15,957</b>	

【負債・純資産の部】

	2016 期末	2017 中間	増 減	特記事項
<b>流動負債</b>	<b>96,416</b>	<b>75,720</b>	<b>△ 20,696</b>	
1年以内償還社債	69,687	54,696	△ 14,991	○有利子負債(億円) 2016 期末 2017 中間 増減 社債 (額面) 4,978 4,948 △ 30
1年以内返済長期借入金	73	73	-	借入金 0 0 0
1年以内返還預り保証金	13,904	13,904	-	
未 払 金	6,284	1,489	△ 4,794	
未 払 費 用	1,021	971	△ 49	
未 払 法 人 税 等	884	414	△ 470	
前 受 収 益	402	247	△ 155	
賞 与 引 当 金	50	52	2	
その他の流動負債	4,108	3,870	△ 237	○無利子負債(億円) 2015 期末 2017 中間 増減 借入金 3 3 -
<b>固 定 負 債</b>	<b>619,814</b>	<b>626,102</b>	<b>6,288</b>	
社 債	427,975	440,002	12,027	
長 期 借 入 金	288	279	△ 9	
資 产 除 去 債 务	312	314	2	
長 期 前 受 収 益	3,810	3,841	31	
預 り 保 証 金	147,190	140,238	△ 6,952	
その他の固定負債	40,236	41,425	1,189	
<b>負 債 合 計</b>	<b>716,231</b>	<b>701,822</b>	<b>△ 14,408</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>596,222</b>	<b>594,673</b>	<b>△ 1,549</b>	
資 本 金	300,000	300,000	-	
資 本 剰 余 金	253,041	253,041	-	
利 益 剰 余 金	43,181	41,631	△ 1,549	
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>596,222</b>	<b>594,673</b>	<b>△ 1,549</b>	
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,312,453</b>	<b>1,296,496</b>	<b>△ 15,957</b>	